

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第84回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和6年3月6日（水）午後1時25分から午後2時18分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（委員長）渡部勇次

（委員）片山直也、平沢郁子、堀内成子、山元裕史

（庶務）東京高裁総務課長松井、東京高裁総務課課長補佐金子

（説明者）東京高裁事務局長和波

4 議題

(1) 報告

ア 前回（第83回）の議事要旨の確定について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた第112回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

(2) 協議

ア 第114回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、令和5年12月4日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会における審議結果の概要が報告された。

(2) 協議

ア 第114回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月16日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会においては、令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集方法（連名による情報提供等）について協議されたことが報告された。

イ 令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集について

庶務から、令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集については、下級裁判所指名諮問委員会における議論を踏まえ、これまでの依頼文書中の情報収集における留意事項につき修正した上、別紙1及び別紙2の書式により、これまでと同様に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、5月13日（月）までとすることとされた。

なお、上記協議の中で委員から、「自ら体験した事実について各別に」という修正では趣旨が伝わりにくいため、わかりやすい表現にした方がよいのではないか、という意見があった。

(3) 今後の予定等

今回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）指名候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、5月29日（水）午後1時30分から開催することとされた。

以上

(別紙 1)

令和 6 年 3 月 〇 日

〇〇〇〇 検察庁 検事長 (正) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 渡 部 勇 次

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和 6 年下半期 (令和 6 年 10 月から令和 7 年 1 月まで) の再任 (判事任命) を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者 (以下「指名候補者」という。) は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和 6 年 〇 月 〇 日 (〇) まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報 (具体的な事実) 並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送 (親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。) 又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

しない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、自ら体験した事実について各別に、各検察官から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

(別紙 2)

令和 6 年 3 月 〇 日

〇〇弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 渡 部 勇 次

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和 6 年下半期 (令和 6 年 10 月から令和 7 年 1 月まで) の再任 (判事任命) を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者 (以下「指名候補者」という。) は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和 6 年 〇 月 〇 日 (〇) まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報 (具体的な事実) 並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送 (親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。) 又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

しない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、自ら体験した事実について各別に、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

おつて、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第84回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和6年3月4日（月）午前9時57分から午前10時50分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）山野目章夫

（委員）井伊雅子、小野瀬厚、三木恵美子

（庶務）東京高裁総務課長松井、東京高裁総務課課長補佐金子、

東京高裁総務課専門官野村

（説明者）東京高裁事務局長和波

4 議題

(1) 報告

ア 前回（第83回）の議事要旨の確定について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた第112回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

(2) 協議

ア 第114回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載する予定であることが報告された。

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、令和5年12月4日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会における審議結果の概要が報告された。

(2) 協議

ア 第114回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月16日に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会においては、令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集方法（連名による情報提供等）について協議されたことが報告された。

イ 令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集について

庶務から、令和6年下半期の再任（判事任命）指名候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）指名候補者に関する情報収集については、下級裁判所指名諮問委員会における議論を踏まえ、これまでの依頼文書中の情報収集における留意事項につき修正した上、別紙1及び別紙2の書式により、これまでと同様に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、5月13日（月）までとすることとされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）指名候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、5月27日（月）午前10時から開催することとされた。

以上

(別紙 1)

令和 6 年 3 月 〇 日

〇〇〇〇 検察庁 検事長 (正) 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 渡 部 勇 次

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和 6 年下半期 (令和 6 年 10 月から令和 7 年 1 月まで) の再任 (判事任命) を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者 (以下「指名候補者」という。) は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和 6 年 〇 月 〇 日 (〇) まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報 (具体的な事実) 並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送 (親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。) 又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

しない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、自ら体験した事実について各別に、各検察官から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

(別紙 2)

令和 6 年 3 月 〇 日

〇〇弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 渡 部 勇 次

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について (依頼)

令和 6 年下半期 (令和 6 年 10 月から令和 7 年 1 月まで) の再任 (判事任命) を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者 (以下「指名候補者」という。) は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

令和 6 年 〇 月 〇 日 (〇) まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報 (具体的な事実) 並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送 (親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。) 又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

しない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、自ら体験した事実について各別に、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方を引き続き周知し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があったので、併せて御配慮をお願いしたい。

おつて、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。